

国東市「医師と介護支援専門員との連絡票」について

1. 連絡票作成の経緯

介護保険サービスを利用する本人と家族の生活を支えていくためには、医療と介護の適切な連携は不可欠です。

医師と介護支援専門員とが、介護保険サービス利用者（以下「利用者」）について適時必要な情報を共有し、相互の連携が円滑に行われるよう様式を統一した「主治医と介護支援専門員との連絡票」（以下連絡票）を作成しました。

2. 利用上の注意

(1) 連絡票の位置づけ

国東市内の医療機関に属する医師や介護支援専門員に対して連絡票の利用を義務づけるものではありません。国東市以外の医療機関に所属する医師や介護支援専門員が、利用する場合は、事前に当事者間でその旨確認をお願いします。

(2) 連絡方法

連絡票は、介護支援専門員等が医療機関に直接持っていき、あるいは FAX、メールもしくは郵送してください。連絡票を受け取った医療機関は連絡票下段の回答欄へ医療機関が介護支援専門員等に返信する際にご利用下さい。なお、利用者の状況等から緊急に連絡を取る必要がある場合は、連絡票によらず、訪問、電話等を検討してください。

(3) 個人情報の保護

連絡票には利用者の個人情報が記載されていますので、連絡票への記載、送信、保管等その取り扱いにご注意ください。特に連絡票を FAX、メールする場合は、相手先を確認したうえで、電話等で送受信の確認を行うなどの配慮をお願いします。

(4) 情報提供に係る費用

連絡票は、医療と介護の連携を推進するために作成しておりますので、医師は、できるだけ連絡票のみでご回答いただき、保険外請求となる文章等が発生しないようご協力をお願いいたします。

なお、保険医療機関から介護支援専門員等への情報提供は、医療保険において「診療情報提供料1」（250点）を算定できるものとされていますが、この連絡票による情報提供は、一律に診療情報提供料の算定対象となるものではないため、算定の趣旨等に照らして算定するか否かを判断してください。

算定する場合には、事前に介護支援専門員等と調整の上、本連絡票に加え、別添の都道府県が指定する指定居宅介護支援事業所向け診療情報提供書等を交付してください。

また、利用者について介護保険の居宅療養管理指導を行っている場合には、診療情報提供料は算定できないことになっていますので、各医療機関で確認をお願いします。

(5) 利用者（患者）への説明

介護支援専門員等は、連絡票で連絡を行うこと及び情報提供を受けようとする際には、**原則**利用者から同意を得てください。その内容等により診療情報提供料が発生することがあることも含めて説明してください。

(6) 当事者間や利用者とのトラブル

連絡票の利用により生じた当事者間や利用者とのトラブルについて一切の責任を負いません。またトラブル解決に向けた仲裁等も行いませんのでご了承ください。

3. 記入方法等（介護支援専門員）

(1) 利用者・家族の同意について

該当する□にチェックし同意を得た対象者をプルダウンから選び、同意を得た日を記入して下さい。

(2) 利用者について

介護度の欄は、現在の介護度をプルダウンから選び入力してください。なお、この欄の「事業対象者」とは、国東市介護予防・日常生活支援総合事業の対象者です。

(3) 照会目的及び相談内容等について

該当する□にチェックし、相談内容の欄に具体的内容を記載してください。読み手の立場に立って、簡潔にまとめるようにお願いします。

(4) 回答希望の有無について

該当する□にチェックしてください。

(5) 医師からの回答（返信）への対応について

医師からの回答を受けて、回答方法や希望日の調整が必要と判断した場合は、回答した医師または、医療機関に連絡し、調整を図ってください。

4. 記入方法等（医療機関）

該当する□にいずれかにチェックし、次の対応をお願いします。

(ア) □直接会って話をしますにチェックした場合

医師の希望する来院日時を記入して下さい。希望日時に介護支援専門員等が来院できない場合には、その旨、事前に連絡が入りますので改めて調整をお願いします。

(イ) □電話してくださいにチェックした場合

医師の希望する日時を記入して下さい。希望日時に介護支援専門員等が来院できない場合には、その旨、事前に連絡が入りますので改めて調整をお願いします。

(ウ) □文書で確認しますにチェックした場合

連絡票による回答のみでは、診療情報提供料（1）の保険算定はできませんので、保険算定をする場合は、算定要件の確認の上、医療機関側で手続きを行ってください

5. 様式については、
連絡票は、Excel 及び PDF ファイルで作成していますので、いずれかをご利用ください。

6. お問い合わせ先
連絡票の利用についてご不明な点がございましたら、以下までお問い合わせください。
問い合わせ時間は、月曜から金曜日（祝日・お盆・年末年始を除く）の9時から17時までとなっております。

国東市地域包括支援センター
在宅医療介護連携相談窓口
TEL : 0978-72-5184
FAX : 0978-72-5171